

平成20年度 第6回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成20年7月4日(金) 午前10時00分～午前11時43分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長 高橋敬一

委員 佐蔵絢子

委員 曾我紀厚

【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師

任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦

課長補佐 荒田すみ子 課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成20年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(事務・技術)資格免許職(1回目))の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 平成20年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(事務)資格免許職(2回目))及び鳥取県公立学校栄養職員採用試験(短大卒業程度)の実施について

議案第3号 平成20年度鳥取県警察官採用試験(警察官B)の実施について

議案第4号 平成20年度鳥取県職員採用試験(身体障害者対象・高校卒業程度(一般事務・警察事務))の実施について

議案第5号 職員団体からの要求に対する回答について(継続)

議案第6号 県費負担教職員の特別休暇の承認等について

報告第1号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について

報告第2号 公平委員会事務委託団体職員等の懲戒処分等について

協議等事項

(1) 県民から寄せられた意見(県民の声)について

(2) 「県職員」「警察官」の採用試験説明会、仕事説明会の実施について

5 会議の公開・非公開

議案第1号、報告第1号、報告第2号及び協議等事項を非公開とした。

6 議 事

(1) 議案第1号

平成20年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(事務・技術) 資格免許職(1回目))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

実施結果

	採用予定者数 (A)	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数 (C)	第1次試験 合格者数	受験率 (C/B)	受験 競争率 (C/A)
	名程度	名	名	名	%	倍
事務(一般コース)	10	464 (151)	315 (105)	25 (7)	69.4	31.5
事務(環境コース)	1	26 (4)	19 (4)	2 (0)	73.1	19.0
総合化学	1	5 (4)	4 (3)	2 (1)	80.0	4.0
農業	1	32 (16)	26 (13)	5 (2)	81.3	26.0
林業	1	9 (2)	8 (2)	3 (1)	88.9	8.0
土木	5	49 (3)	34 (3)	12 (1)	69.4	6.8
機械	1	10 (0)	9 (0)	4 (0)	90.0	9.0
社会福祉(福祉コース)	2	31 (22)	26 (19)	6 (4)	83.9	13.0
社会福祉(心理コース)	1	15 (10)	13 (10)	4 (4)	86.7	13.0
獣医師	1	4 (2)	4 (2)	4 (2)	100.0	4.0
薬剤師	1	3 (1)	3 (1)	2 (0)	100.0	3.0
合計	25	638 (215)	461 (162)	69 (22)	72.3	18.4

表中の()は女性の内数

試験日程

第1次試験	試験日	6月29日(日)
	試験会場	(鳥取会場)鳥取大学共通教育棟 (米子会場)鳥取大学医学部講義・実習棟 (東京会場)国土館大学世田谷校舎6号館
	試験種目	教養試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式又は記述式) 論文試験、適性検査 論文試験、適性検査の評価等は2次試験で実施
	合格発表	7月4日(金)(予定)
第2次試験	試験日	7月28日(月)~8月1日(金)(予定)
	試験会場	鳥取県庁会議室
	試験種目	人物試験(集団討論・個別面接)
	採用候補者発表日	8月12日(火)(予定)

(2) 議案第2号

平成20年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(事務) 資格免許職(2回目))及び鳥取県公立学校栄養職員採用試験(短大卒業程度)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県職員採用試験（高校卒業程度(事務)、資格免許職(2回目)）

ア 本年度の試験の特徴点

- ・ 「保育士」の職種について、第1次試験で実施していた専門試験（記述式）を廃止する。
- ・ 「一般事務」及び「保育士」の職種について、第2次試験で実施していた作文試験及び適性検査を第1次試験日に実施し（評価等は第2次試験で行う）第2次試験の回数を2回から1回に減らす。

イ 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	2名程度
警察事務	1名程度
保育士	2名程度
計	5名程度

ウ 受験資格

(ア) 年齢等

一般事務：昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人
ただし、学校教育法による大学（鳥取県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人又は平成21年3月31日までに卒業する見込みの人を除く。

警察事務：昭和60年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人

保育士：昭和48年4月2日以降に生まれた人

(イ) 資格・免許等

保育士に当たっては、保育士の登録を受けた人又は平成21年5月31日までにこの登録を受ける見込みの人。

(ウ) 国籍

外国籍の人は就職活動に制限のない在留資格を取得しているか、平成21年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。ただし、警察事務は日本国籍が必要。

エ 試験日程

受付期間		8月8日(金)～25日(月)(消印有効) (インターネット受付：8月8日(金)午前0時～25日(月)午後12時)
第1次試験	試験日	9月28日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部保健学科棟
	試験種目	【一般事務】 教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査 【警察事務】 教養試験(多肢選択式) 【保育士】 教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表	10月6日(月)(予定)
第2次試験	試験日	【一般事務・保育士】 11月4日(火)～6日(木)のうち指定する1日(予定) 【警察事務】 10月31日(金)(予定)
	試験会場	【一般事務・保育士】 県庁会議室 【警察事務】

	県警察本部庁舎会議室
試験種目	【一般事務・保育士】 人物試験（集団討論及び個別面接） 【警察事務】 作文試験、人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査
採用候補者発表	11月21日（金）（予定）

警察事務の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

（注）一般事務及び保育士の職種について、第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行います。（第1次試験合格者のみ採点します。）また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。（第1次試験合格者のみ判定します。）

鳥取県公立学校栄養職員採用試験（短大卒業程度）

ア 本年度の試験の特徴点

- ・ 第1次試験で実施していた専門試験（記述式）を廃止する。
- ・ 第2次試験で実施していた作文試験及び適性検査を第1次試験日に実施し（評価等は第2次試験で行う）、第2次試験の回数を2回から1回に減らす。

イ 採用予定者数

3名程度

ウ 受験資格

（ア）年齢等

昭和48年4月2日以降に生まれた人

（イ）資格・免許等

栄養士免許を有する人又は平成21年3月31日までにこの免許を取得する見込みの人

（ウ）国籍

外国籍の人は就職活動に制限のない在留資格を取得しているか、平成21年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

エ 試験日程

受付期間	8月8日（金）～25日（月）（消印有効） （インターネット受付：8月8日（金）午前0時～25日（月）午後12時）	
第1次試験	試験日	9月28日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部保健学科棟
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表	10月6日（月）（予定）
第2次試験	試験日	11月4日（火）～6日（木）のうち指定する1日（予定）
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	人物試験（集団討論及び個別面接）
	採用候補者発表	11月21日（金）（予定）

（注）第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行います。（第1次試験合格者のみ採点します。）また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。（第1次試験合格者のみ判定します。）

【質疑】

委員

警察事務の第2次試験は警察本部に委任して実施とあるが、その他は全て人事委員会が実

施するというところでよいか。

事務局

警察事務以外は第2次試験以降も全て人事委員会が試験を実施する。

(3) 議案第3号

平成20年度鳥取県警察官採用試験(警察官B)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

募集区分・採用予定者数

区 分	採用予定者数
警察官(男性)	23名程度
警察官(女性)	2名程度
計	25名程度

受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業した人又は平成21年3月31日までに卒業する見込みの人を除く。

イ 国籍要件

日本国籍を有していること

試験日程

受 付 期 間	8月8日(金)～25日(月)(消印有効) (ｲﾝﾀ-ﾈｯﾄ受付:8月8日(金)午前0時～25日(月)午後12時)	
第1次試験	試 験 日	9月21日(日)
	試 験 会 場	(鳥取会場): 県庁講堂 (米子会場): 鳥取大学医学部(旧)保健学科校舎
	試 験 種 目	教養試験(多肢選択式)
	合格者発表	10月6日(月)(予定)
第2次試験	試 験 日	10月27日(月)～29日(水)(予定)
	試 験 会 場	県警察本部庁舎会議室、県庁会議室、県警察学校
	試 験 種 目	作文試験、人物試験(個別面接)、適性検査、身体検査、体力検査
	採用候補者発表	11月21日(金)(予定)

第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(4) 議案第4号

平成20年度鳥取県職員採用試験(身体障害者対象・高校卒業程度(一般事務・警察事務))の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図るため。

試験の概要

ア 採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	3名程度
警察事務	1名程度

- イ 受験対象者 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの人
 ・介護者なしに職務の遂行が可能なる人
 ・活字印刷文による出題に対応できる人

ウ 受験資格

- (ア) 年齢 昭和48年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人
 (イ) 国籍 外国籍の人も、就職活動に制限のない在留資格を取得しているか、平成21年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。ただし、警察事務は日本国籍が必要。

エ 試験日程

受付期間	平成20年8月20日(水)～9月3日(水)(消印有効) (インターネット受付期間も上記同様)	
第1次試験	試験日	平成20年9月21日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁講堂 米子会場：鳥取大学医学部(旧)保健学科校舎
	試験種目	教養試験(多肢選択式)
	合格発表	平成20年10月6日(月)(予定)
第2次試験	試験日	平成20年10月22日(水)(予定)
	試験会場	【一般事務】鳥取県庁会議室 【警察事務】鳥取県警察本部庁舎会議室
	試験種目	【一般事務】作文試験、面接試験、適性検査 【警察事務】作文試験、面接試験、適性検査、身体検査
	採用候補者発表	平成20年11月11日(火)(予定)

警察事務の第2次試験は、警察本部に委任して実施する。

オ 採用予定時期

平成21年4月1日

昨年度の試験との相違点

- ・募集職種は一般事務と警察事務(昨年度は一般事務のみ)。
- ・第一次試験の米子会場を鳥取大学医学部とする(前年度は米子コンベンションセンター)。

(5) 議案第5号

前回からの継続事案である、職員団体からの要求に対する回答について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

2008年度賃金・労働条件改善に関する要求書回答(案)

要 求 項 目	回 答
1 2008年度賃金要求について (1)公正な公民比較方法の確立について 官民比較方法の在り方については、職務内容を適切に評価し、その職務に求められる人材、能力を考慮した公正な仕組みに改善するこ	・ 制度の趣旨を踏まえ、県民(納税者)の理解が得られるようなものとした。

と。	
比較対象企業規模を 100 人以上とすること。	・ 変更する予定はない。
一時金については、月例給と同様にラスパイルス比較とすること。	・ 変更する予定はない。
標準職務表は、係長・副主幹を行政職 4 級水準に格付けるとともに、課長補佐・主幹を同 6 級水準格付け、他給料表においても同様とすること。	・ 変更する予定はない。
(2)2008 年度の賃金、手当改善について 2008 年度の給与改定にあたっては、民間賃金実態を正確に把握し、鳥取県職員の賃金水準を改善すること。また、労働組合、人事委員会、各任命権者の三者で、賃金の水準、配分、体系等について具体的な数字に基づいた検討・協議が行えるような条件整備を行うこと。	・ 民調結果等を踏まえ、県民・職員の理解が得られるようなものとしたい。 賃金について、三者での協議を行いたい。
大卒初任給格付けを民間初任給と均衡させること。	・ 平成 20 年 4 月より初任給基準を改善したところである。
適正な職務分析と職務評価に基づく職務給への移行のため、未だ未整備である諸制度、諸基準を適正に整備するため、民間企業を含めた諸制度などの研究の下、適正な指導、助言をおこなうこと。	・ 制度の研究はおこなう。
過去の勧告で触れたままとなっている、技術職、専門職に対する事務職と異なる複線的給与制度の研究をおこない、指導・助言すること。	
行政職給料表 2 級及び教育職(一)給料表 1 級・2 級の号給延長をおこなうこと。	・ 変更する予定はない。
勤勉手当への成績率反映ならびに査定昇給については、評価制度および評価結果の実態を調査研究し、現制度の不備から生じている職種間、職場間格差によって完全運用できない不利益を解消するため、良好者の月数を引き上げる是正措置を講ずること。	・ 変更する予定はない。 評価に基づき支給すべきものである
育児休業復職時調整の改善(2/1 1/1)と同様の措置を既取得者にもおこなうこと。	・ 変更する予定はない。
時間外勤務手当については、通常の時間外勤務について 150/100、週休日・深夜の時間外勤務について 200/100 とすること。休日勤務手当について 200/100 とすること。夜間勤務手当に	

について 50/100 とすること。	
配偶者とその他の扶養親族との格差をなくし、扶養順位による支給とすること。また、教育加算額を引き上げること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の趣旨を踏まえ、県民（納税者）の理解が得られるようなものとしたい。
<p>(3)職種別の賃金改善について</p> <p>人材確保が困難となっている高度な資格を要する獣医師などの職種については、在職者年齢の偏りにも対応可能なスタッフ的な個別給料表を定めるなどして、早急に賃金・労働条件の改善をおこなうこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医師については、初任給調整手当を措置したところである。
<p>教員賃金の見直しや新たな職の設置については、中央教育審議会等での論議（教職調整額・義務教育教員特別手当の見直し等）に追従することなく、本県における教職員の労働実態、必要な人材確保の観点から適切な検討を行うとともに労働組合と十分に協議をおこなうこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令に基づき対応する。
<p>2 労働時間、休暇および休業について</p> <p>(1)労働時間管理について</p> <p>IC レコーダー管理導入によって把握されているサービス残業については、労働監督権を行使し完全禁止を指導すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守を求めていく。
<p>所定内労働時間を超えた超過勤務時間数に基づき、不足人員の適正配置を指導すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員配置については、任命権者と協議されたい。
<p>育児・介護を行う職員、高齢者に対する総合的な休暇、休業制度の検討をおこない、指導助言すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の研究はおこなう。
<p>高齢者、育児・介護をおこなう職員、就学以外においても、ワーク・ライフ・バランスの確立を進めるために短時間勤務制度、休暇制度の研究、検討をおこなうこと。</p>	
<p>障害者に対する短時間勤務制度の導入を指導すること。</p>	
<p>地域社会活動への参画、ワーク・ライフ・バランスの確立、次世代育成支援などを図るため、年間総労働時間 1,800 時間を確立すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間は、国、他の都道府県との均衡が原則である。
<p>所定内勤務時間について、民間実態を精査し、調査結果に基づいた勤務時間の在り方を本年勧告に盛り込むこと。</p>	
<p>超過勤務を原則禁止とし、真にやむを得ない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 36 協定の遵守を求めていく。

場合にあっても年間 150 時間に制限、その遵守を指導すること。	
育児、介護をおこなう職員については、年 150 時間を超えて超過勤務をさせてはならないとする指導を尊重し厳守させること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導していきたい。
16 週以前の早期流産に対しても妊娠に起因する障害と見なして「妊娠障害休暇」を適用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇の趣旨に合致しないので、適用しない。
<p>3 男女平等の公務職場の実現について</p> <p>(1)公務での男女平等の実現を人事行政の重要事項と位置づけ積極的に推進すること。</p> <p>育児休業の取得を根拠とする復職時調整での不利益取扱を撤廃し、生涯にわたる賃金、労働条件の差別取扱の是正を勧告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業期間中の給与や復職時調整等は法律により規定されている。
女性職員の各年齢階層の登用実態を調査し、是正を指導すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任命権者と協議されたい。 ・ 登用実態は把握している。
女性の労働権確立に向けた休暇制度の拡充や環境整備を指導すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与以外の勤務条件は、国、他の都道府県との均衡が原則である。
(2)育児休業および育児のための短時間勤務の男性職員の取得促進、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」の着実な実施に向け、条件整備や取得率の数値目標を明確にするなどの必要な指導を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施状況を見守っていきたい
<p>4 非常勤職員等の労働条件の改善について</p> <p>(1)「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に従い 2007 年勧告・報告に基づく非常勤職員の処遇改善措置を直ちに実施すること。</p> <p>(2)非常勤職員およびパート職員等の雇用・身分等の差別的取扱いを解消し、本人の希望に添った継続的、安定的な雇用を確保するための施策を提言すること。</p> <p>(3)非常勤職員等の処遇については、「均等待遇」の原則に基づき抜本的に改善すること。</p> <p>(4)年齢別最低賃金制度を導入すること。</p> <p>(5)県が今年度から実施した「技術系非常勤職員」に対する差別的賃金格差を是正すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任命権者と協議されたい。
<p>5 福利・厚生施策等について</p> <p>(1)地方公務員法第 8 条の第 1 項第 2 号を踏まえて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康管理と福利・厚生施策の拡充については、

<p>公務員の健康管理と福利、厚生制度を勤務条件の重要事項と位置づけ、その施策の拡充に向けた基本政策を策定すること。</p>	<p>任命権者と協議されたい。</p>
<p>(2)メンタルヘルス対策については、予防策に重点を置いた健康管理体制の充実のため、職場環境などの調査、研究をおこない労働監督権に基づいた具体的改善指示を関係機関におこなうこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去報告で述べたこと、その後の経過等も含めて任命権者と話をしてみたい。
<p>(3)民間事業所における従業員駐車場の整備および実費弁済状況が一昨年に把握されたことから、公共交通機関を利用できない労働環境の問題点を調査するとともに、本県職員の通勤手段の中心となっている自家用車利用における駐車料金を含めた実費弁済のあり方の検討をおこなうこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与制度全般の中で検討していきたい。
<p>(4)全ての事業場に安全衛生委員会を設置すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法の遵守を求める。
<p>6 その他の労働諸条件の改善に関わる事項について (1)新たな人事評価制度の整備に当たっては、中立、公正な人事行政や勤務条件を所管する立場から必要な役割を果たすこと。また、国家公務員の給与法第21条に準じて、給与決定に関わって苦情がある場合の審査申し立て制度の条例化を勧告するとともに、代理人による審査請求が可能となるように人事委員会規則を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な調査、研究は行う。 ・ 苦情申し立てにかかる制度はある。
<p>(2)労働組合専従休職者については、労使対等を定めた労働基準法に従い、民間事業所の実態を精査し、公民均衡の観点から早急に復職時調整における不平等措置を廃止すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおり取り扱う。
<p>(3)公務職場への外国人の採用、障がい者の雇用を促進すること。そのために必要な職場環境の整備を指導すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人については、ほとんどの職種で受験を認めており、身体障害者を対象とした採用試験を実施しているところである。
<p>(4)公務に関わったの刑事事件での起訴に伴う禁固以上の刑に処せられた場合の失職のうち、事案の性格によっては任命権者の判断で失職をさせない措置をおこなえるよう指導すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁固刑以上の刑に処せられた者を失職させないような具体的な例は想定できない。

【質 疑】

事務局

前回の回答案では、妊娠16週以前早期流産に対する妊娠障害休暇の適用の要求に対して、「変更する予定はない。」としていたが、「休暇の趣旨に合致しないので、適用しない。」と変

更した。その他にも、いくつか変更した。

妊娠障害休暇については、昭和47年に妊娠に起因する障害のうち比較的軽度で疾病と診断されないものを妊娠障害休暇として制度化したものであり、その後、平成11年には妊娠に起因する障害のうち疾病と判断されるものを対象に加え、現在のように広く妊娠に起因する障害（疾病を含む）を対象としているところ。国ではこうした制度は措置されておらず、病気休暇で対応している。

早期流産については、労働基準法上では妊娠満16週以後を産後休暇の対象としているが、本県では国家公務員に準じて妊娠満12週以後を産後休暇の対象としているところ。また、これ以前の早期流産の場合であっても、医師の診断により休養が必要と判断されれば病気休暇の対象となる。

妊娠障害休暇は妊娠を継続させるために措置している休暇であり、流産により妊娠状態ではなくなった場合にこの休暇を適用することは休暇の趣旨に合わない。

事務局

今は国よりも2段階くらい先に進んでいる状態。社会通念上どうかということもあるし、制度の趣旨に合わないものまでどんどん拡大することはないと考えている。

委員

代替手段があるのであれば拡大しなくてもよいと思う。

事務局

非常勤職員の処遇の改善に関する要求があるが、能力実証を十分に行った職員とそうでない職員の処遇を同じにすることは人事制度の根本に関わることであり、人事委員会の立場としては慎重にすべき。議論が必要とは考える。

委員

民間ではパートを正社員化する流れがあるが、本来パートなどは補助的な業務のはずである。

事務局

正職員の代替であればそれなりの処遇も必要だが、補助とは線引きが必要と考える。そのあたりをよく検討しなければならない。

(6) 議案第6号

県費負担教職員の特別休暇の承認等について、事務局が説明し、原案のとおり承認することとした。

【説明】

教員免許には普通免許、特別免許及び臨時免許の3種類があり、このうち普通免許と特別免許については10年間の期限付きとなったため、教員に免許を更新させる必要が生じることとなった。今回、教育委員会から申請があり、長期休業等授業時間の割り当てのない時間等に免許更新のための講習を受講する場合について、県費負担教職員の場合には特別休暇、県立学校教職員の場合には職務専念義務の免除を認めることとしたい。

承認しようとする内容

県費負担教職員が次の講習を長期休業等授業時間の割り当てのない時間等に受講する場合の特別休暇及び県立学校教職員が同講習を長期休業等授業時間の割り当てのない時間等に受講する場合の職務に専念する義務の免除

ア 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号の規定に基づき

文部科学大臣が定める者に関する告示（平成20年文部科学省告示第51号）第1項及び第2項に掲げる文部科学大臣が指定する講習
イ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3に規定する免許状更新講習

承認期間

その都度必要と認める期間

承認理由

教員免許更新のための講習は、あくまで個人に資格にかかるものであるが、教員免許を現に有することは教員として職務に従事するための前提となるものである。免許の更新講習については、本来の職務である生徒への教育指導業務に支障をきたさない限度で円滑に受講できるように配慮することが望ましいことから、県費負担教職員については特別休暇とし、県立学校教職員については職務専念義務を免除できる場合とすることが適当であるため。

【質 疑】

事務局

職務命令に近いものであるが、個人の免許であり職務命令とすることは難しいようである。

事務局

職務命令で受講させるということであれば旅費を支給しなければならない。また、新たに免許を取得する場合の費用は個人負担であることとの均衡も考えると職務命令というのは難しい。しかし、教員であるためには免許を更新しなければならないのに、全て個人の年次有給休暇というのでは本人の負担が大きいのということを考えると、こういった方法にせざるを得ないものとする。文部科学省もこのような方法によることが望ましいと言っているようである。

委 員

対応としてはここまでが限度ということで理解した。

(7) 報告第1号

職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について、事務局が説明した。

【説 明】

職員からの苦情の処理に関する規則第6条の規定に基づき、その概要及び処理状況を報告するものである。

(8) 報告第2号

公平委員会事務委託団体職員等の懲戒処分等について、事務局が説明した。

(9) 協議等事項

県民から寄せられた意見（県民の声）について、事務局が説明した。

【説 明】

【意見者】

氏名、性別、年齢、住所 不明（5月16日受付）

【意見】

県の職員が裁判員に当たった場合、断らせるのか？させるのか？役職でも同様か？その期間の給料や賞与は出るのか？

【回答】（5月22日 県民室へ回答）

裁判員制度への参加は国民の義務でありますので、県職員が裁判員に専任された場合には、役職にかかわらず、率先して裁判員の職務をおこなわなければならないと思います。その場合の給与等の具体的な取扱いはまだ決めてませんが、県職員が安心して裁判員の職務をおこなうことが出来るような取り扱いにしたいと考えているところです。

【意見者】

氏名、性別、年齢、住所 不明（6月20日受付）

【意見】

平成19年度採用試験で最終合格者が不採用になった件で、採用案内や合格通知にそういうこともあると明記していたとして、このことを正当化されています。

ですが地方公務員法第18条によると、競争試験は人事委員会が行うことになっているので、知事などの任命権者にはその権限がないこととなります。

ちなみに国家公務員法では人事院以外の機関が選考を行うことを認めているので、官庁訪問と同じ、という言い分は通用しません。

15条の根本基準として、任用は試験成績に基づかなければならないので、違法ということになると思います。

違法でないとするならば、その条文もしくは判例を示してください。

【回答】（6月25日 県民室へ回答）

採用試験の最終合格者が不採用になるのは違法ではないかという御意見ですが、地方公務員法では競争試験による職員の採用について、競争試験を実施した場合には採用候補者名簿を作成しなければならないこと、職員の採用は採用候補者名簿に記載された者で人事委員会が提示した者の中から行うことが定められています。（第21条）

御意見にありますように、職員の任用は能力実証に基づいて行わなければなりません（第15条）し、その能力実証の手段の一つである競争試験は人事委員会が行うこと（第18条）とされていますが、人事委員会は能力実証を行う試験実施機関であり、職員を採用する任命の権限を有しているものではありません。

職員を採用する任命の権限を有するのは任命権者です。（第6条）

試験実施機関と任命権者を区別するのは、競争試験の公正な実施を図ることと、それをより専門的に実施することの二つの目的があるためで、地方公務員法では、採用候補者名簿を作成し採用候補者を提示する権限は人事委員会、提示された中から誰を採用するのかという任命の権限は任命権者が有すると規定されています。

従って、採用候補者名簿に登載された方が全て採用されるというものではなく、不採用となったからといって違法ではありません。

鳥取県人事委員会事務局長 浅井 渉

（電話）0857-26-7552 担当：荒田

【質疑】

事務局

裁判員候補となった場合には8千円以内、裁判員となった場合には1万円以内で日当が支給されるということである。国民の義務であり年次有給休暇というものではないと思うが、

職務命令とも言えない。職務に専念する義務の免除が適当ではないかと思う。国は人事院規則を改正し、職員が証人、鑑定人、参考人等として出頭する場合の特別休暇に裁判員を加えたところ。年度内に規則改正したい。

委員

裁判員に参加させるとしても、日当の取扱いはよく考えなければならない。

事務局

給与との調整は難しい。国は無給とはしないようである。

「県職員」「警察官」の採用試験説明会、仕事説明会の実施について、事務局が説明した。

【説明】

ア 「県職員」「警察官」の採用試験説明会について

- (ア)日 時 8月18日(月) 午前10時から正午まで
- (イ)会 場 県庁第2庁舎4階「第22・33・34会議室」
- (ウ)対象者 次の採用試験の受験を予定されている方

平成20年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度、資格免許職(2回目))	【9月28日実施】
平成20年度公立学校栄養職員採用試験(短大卒業程度)	
平成20年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度:身体障害者対象)	【9月21日実施】
平成20年度警察官採用試験(警察官B)	【9月21日実施】
平成20年度警察官採用試験(警察官A(2回目))	【11月2日実施】

(エ)対象の試験ごとの時間と会場

県職員(高校卒業程度、資格免許(2回目))	11:00~12:00
公立学校栄養職員(短大卒業程度)	第2庁舎4階「第22会議室」
県職員(高校卒業程度:身体障害者対象)	11:00~12:00
	第2庁舎4階「第33会議室」
警察官採用試験(警察官B)	10:00~11:00
	第2庁舎4階「第34会議室」
警察官採用試験(警察官A(2回目))	11:00~12:00
	第2庁舎4階「第34会議室」

- (オ)内 容 昨年度の試験との主な変更点、試験日程・試験会場、募集職種とその職務内容、受験資格、試験種目ごとの配点と内容、申込から採用までの流れ、試験結果の開示、給与等の条件、受験申込手続などについて、職員が説明

(カ)申込方法

- 申込期間 … 7月1日(火)から7月31日(木)まで
- 申込方法 … 電話又はEメールで、鳥取県人事委員会事務局へ申し込んでください。
- 電話の場合 … 鳥取県人事委員会事務局(電話:0857-26-7553)へ
- Eメールの場合 … 鳥取県人事委員会事務局のメールアドレス(jinji@pref.tottori.jp)あてに送信

(キ)問合せ先

鳥取県人事委員会事務局 任用課
 電話 0857-26-7552・7553
 メールアドレス jinji@pref.tottori.jp

イ 「県職員」「警察官」の仕事説明会について

- (ア)日 時 8月18日(月) 午後1時20分から4時まで
- (イ)会 場

県職員(事務、技術・専門職) の説明に参加される方	鳥取県庁本庁舎1階「講堂」 及び各職場
------------------------------	------------------------

警察職員（警察官、警察事務） の説明に参加される方	鳥取県警察本部庁舎「会議室」
------------------------------	----------------

(ウ) 対象者 県職員・警察官の採用試験の受験を考えておられる方
県・警察の仕事に関心をお持ちの方

(エ) 職種と定員

県職員（事務）	事務（ 80名程度 ）
県職員（技術・専門職）	社会福祉（福祉・心理） 保健師、保育士、総合化学、薬剤師、 建築、獣医師、農業、林業、土木（各職種10名程度）
警察職員	警察官、警察事務（ 50名程度 ）

(オ) 内 容

県職員（事務、技術・専門職） の説明に参加される方	ア 人事担当者・若手職員の話（13:20～14:10）
	イ 職場見学（14:30～16:00）
	ウ 個別相談 希望者のみ（16:00～17:00）
警察職員（警察官、警察事務） の説明に参加される方	ア 人事担当者・若手警察官の話（13:20～15:10）
	イ 施設見学（15:10～16:00）
	ウ 個別相談 希望者のみ（16:00～17:00）

(カ) 申込方法

申込期間 … 7月1日（火）から7月31日（木）まで
 申込方法 … 電話又はEメールで、鳥取県人事委員会事務局へ申し込んでください。
 電話の場合 … 鳥取県人事委員会事務局（電話：0857-26-7553）へ
 Eメールの場合 … 鳥取県人事委員会事務局のメールアドレス（jinji@pref.tottori.jp）あ
 てに送信

(キ) 問合せ先

鳥取県人事委員会事務局 任用課
 電話 0857-26-7552・7553
 メールアドレス jinji@pref.tottori.jp

【質 疑】

委 員

技術・専門職の定員は各職種10名程度とあるが、この定員は埋まりそうか。

事務局

定員が埋まるほどの申込みは無いと思われる。

委 員

どのように周知するのか。

事務局

資料提供、ホームページ、メールマガジン、各機関の窓口や各学校等へのチラシの配布な
 どを行っている。

事務局

定着してくれば口コミでも広がってくるものと思う。

委 員

前回の参加者はどのくらいであったか。

事務局

昨年10月実施の説明会では61名が参加した。

委 員

個別相談には相談があるのか。

事務局

昨年10月実施の仕事説明会、今年3月実施のオープン県庁でも相談者はあった。

事務局

県の仕事に対する理解が進めば、副次的な効果も期待できる。

委員

このような取り組みはよいことなので、積極的に進めてほしい。

6 次回の人事委員会の開催

平成20年7月25日(金)午前10時00分から開催することとした。